



社援基発第0215003号

平成19年2月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



「社会福祉施設整備の競争契約における最低制限価格制度
の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成17年10月5日社援基発第1005003号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、障害保健福祉部障害福祉課長連名通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

現 行	後 正
<p>社基発第1005003号 平成17年10月5日</p> <p>都道府県 民生主管部(局)長 殿 指定都市 中核市 厚生労働省社会・援護局福祉基礎課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>社会福祉施設整備の競争契約における最低制限価格制度の取扱いについて</p> <p>社会福祉施設の整備を行うに当たっては、その適正な実施のため、平成17年10月5日厚生労働省発第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助(補助)金交付要綱」において、交付の条件として、地方公共団体の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならないこととしていたるところであります。</p> <p>しかしながら、会計検査院において、社会福祉施設の競争契約における最低制限価格制度の運用状況についての検査が行われ、その結果、都道府県市の設定方法を参考にしなく高率の最低制限価格を決定しているものがあつた旨指摘がありました。</p> <p>つきましては、社会福祉施設の整備事業のより一層の適正かつ経済的な執行を図るため、地方公共団体の者が、競争入札において最低制限価格を設定する必要がある場合は、その設定方法について下記のとおり取り扱われるよう、貴管内において補助事業を行う社会福祉法人等に対して、周知徹底をお願いいたします。</p> <p>また、貴管内におかれましては、最低制限価格制度の適用についても交付の条件として、厳格な審査及び指導を行われまますようお願いいたします。</p> <p>なお、下記取扱いが円滑に行われますよう、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日雇児発第488号、社基発第1275号、老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づく法人からの入札前・契約締結時の報告に際しては、最低制限価格の設定状況についても必要な指導、確認を行われまますようお願いいたします。</p>	<p>社基発第1005003号 平成17年10月5日 一 部 改 正 号 社基発第 平成18年 月 日</p> <p>都道府県 民生主管部(局)長 殿 指定都市 中核市 厚生労働省社会・援護局福祉基礎課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>社会福祉施設整備の競争契約における最低制限価格制度の取扱いについて</p> <p>社会福祉施設の整備を行うに当たっては、その適正な実施のため、平成17年10月5日厚生労働省発第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助(補助)金交付要綱」において、交付の条件として、地方公共団体の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならないこととしていたるところであります。</p> <p>しかしながら、会計検査院において、社会福祉施設の競争契約における最低制限価格制度の運用状況についての検査が行われ、その結果、都道府県市の設定方法を参考にしなく高率の最低制限価格を決定しているものがあつた旨指摘がありました。</p> <p>つきましては、社会福祉施設の整備事業のより一層の適正かつ経済的な執行を図るため、地方公共団体の者が、競争入札において最低制限価格を設定する必要がある場合は、その設定方法について下記のとおり取り扱われるよう、貴管内において補助事業を行う社会福祉法人等に対して、周知徹底をお願いいたします。</p> <p>また、貴管内におかれましては、最低制限価格制度の適用についても交付の条件として、厳格な審査及び指導を行われまますようお願いいたします。</p> <p>なお、下記取扱いが円滑に行われますよう、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日雇児発第488号、社基発第1275号、老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づく法人からの入札前・契約締結時の報告に際しては、最低制限価格の設定状況についても必要な指導、確認を行われまますようお願いいたします。</p>
<p>記</p> <p>最低制限価格を設定する場合の具体的取扱い</p> <p>(1) 最低制限価格の設定については、都道府県市が実施する公共工事等の契約手続きに準拠し、工事請負契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認められる場合に設定できるものである。</p> <p>(2) 補助事業等を行う社会福祉法人等が特に必要と認め最低制限価格を設定する場合は、都道府県市が実施する公共工事等において最低制限価格を設定する際の算定方法に準じて算出した額とすること。</p> <p>(3) (2)による設定額を超える場合は、別途、合理的な設定根拠が求められるものであること。この場合、国庫補助基準額を設定根拠とすることは合理的な根拠とは認められないこと。</p>	<p>記</p> <p>最低制限価格を設定する場合の具体的取扱い</p> <p>(1) 最低制限価格の設定については、都道府県市が実施する公共工事等の契約手続きに準拠し、工事請負契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認められる場合に設定できるものである。</p> <p>(2) 補助事業等を行う社会福祉法人等が特に必要と認め最低制限価格を設定する場合は、都道府県市が実施する公共工事等において最低制限価格を設定する際の算定方法に準じて算出した額とすること。</p> <p>(3) (2)による設定額を超える場合は、別途、合理的な設定根拠が求められるものであること。この場合、国庫補助基準額を設定根拠とすることは合理的な根拠とは認められないこと。</p>